

「家事調停について」

東京家庭裁判所家事部所長代行者（判事） 細矢 郁

家事調停は、家庭に関する紛争について、調停委員会が、当事者の話を聴き、働き掛け・調整をすることにより、合意による解決を目指す手続です。

家事調停の対象となるのは、家庭に関する紛争です。離婚、子の監護者の指定、面会交流、養育費、遺産分割などの身近な問題については、厳格な手続で証拠調べなどをして、申立てに対する裁判という形で白黒をつけるよりも、当事者が、プライバシーが守られた中で調停委員会に話を聴いてもらい、気づきを得て納得した上で、紛争の実情に応じたきめ細やかな合意をすることが望ましいと考えられます。このような家事調停の良さを十分に発揮することができるようにするため、調停委員会は、裁判官のみならず、民間から選ばれた良識ある男女各1名ずつの家事調停委員から構成されています。調停委員会は、当事者の言い分を丁寧に聴きながら、信頼関係を築き、適切に働き掛け・調整を行い、当事者に自分の向き合うべき課題に気づいてもらうようにし、自主的な解決を目指していきます。家事調停の進行は、裁判所書記官によって適切に管理されており、事案によっては、心理学や社会学等の行動科学の専門知識を有する家庭裁判所調査官が関与し、必要な調査を行い、進行や当事者をサポートしています。

このような家事調停制度は、昭和14年に家庭に関する事件の円満解決を目指して施行された人事調停法によって設けられたものであり、長い歴史を有しています。家事調停の運用の在り方は、これまでも、社会情勢やこれを反映した当事者のニーズを踏まえて変化してきました。例えば、以前は、調停委員会が当事者から対面で話を聴くことが前提となっていました。通信手段の変化や当事者の利便性等の観点から踏まえ、最近では、事案に応じて電話会議システムを利用することが増えました。さらに、東京家庭裁判所では、令和4年1月から、当事者の出頭負担を軽減し、安全に安心して調停に参加してもらうための選択肢としてウェブ会議システムを導入し、今後、更に積極的に活用しようとしています。

現在も、家庭を巡る社会情勢は変化し続けており、価値観や家族観もますます多様化しています。また、紛争を迅速に解決することへのニーズも高まっています。家庭に関する紛争は、今後も複雑化し、感情的対立が激しく、親族の間での自主的な話し合いによっては解決することが困難な事案が増えると思われます。そのような中で、家事調停の果たす役割は、ますます重要なものとなっていくことでしょう。これからも、家庭裁判所は、当事者が置かれている状況を踏まえ、当事者のニーズに耳を傾けながら、裁判官、調停委員、家庭裁判所調査官及び裁判所書記官が適切に連携・協働し、より質の高い、適正かつ迅速な解決を目指していかねばならないと思います。